# 令和7年度福島県町村職員採用合同説明会運営等業務委託

一般競争入札入札 説 明 書

令和7年3月 福島県総務部市町村行政課

# 入 札 説 明 書

この入札説明書は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)、福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)及び本件委託契約に係る一般競争入札(以下「入札」という。)の公告の規定に基づき、福島県が発注する業務委託に関し、入札に参加する者(以下「入札者」という。)が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めたものである。

# 1 発注者(契約権者)

福島県知事

#### 2 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量 令和7年度福島県町村職員採用合同説明会運営等業務委託 一式
- (2) 業務の仕様等 別添仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和7年5月30日まで

# 3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者で、かつ、次の4に規定する資格の確認を受けた 者であること。

- (1) 施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告の日から開札の日までの間に福島県から施行令第167条の4第2項の規定による入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあっては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 福島県内に事業所を有する者であること。
- (5) 福島県内において、入札公告日から過去2年間に当該業務又は当該業務と同種同規模 の業務を履行した実績がある者であること。

#### 4 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、上記3に掲げる必要な資格の確認を受けるため、入札参加 資格確認申請書(様式1)に次の書類を添付し、下記5(1)の場所に<u>郵送により提出</u>し、入 札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

なお、資料作成等に要する費用は、入札者の負担とし、一旦受領した書類は返却しない。 また、審査確認の結果については、入札参加資格確認通知書により、入札者に対して通知するものとする。なお、<u>令和7年3月25日(火)午後5時15分</u>まで必着とし、期限内に下記提出場所へ到達しなかった場合には、当該資格が与えられない場合があるので、十分に注意すること。

- (1) 現在事項全部証明書(入札実施日前6か月以内に発行されたもの)
- (2) 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書(様式2)
- (3) 県内に事業所を有していることを証明する書類(パンフレット、ホームページの写等)
- (4) 業務実績を証明する書類(任意様式) 当該業務の内容、実績(年度、規模・内容、期間、契約金額等)を明示すること。
  - ※ 長3封筒を同封すること。
  - ※ 封筒に110円切手を貼付し、入札参加資格確認通知書の送付先の宛名を記入する こと。(宛名の最後に「様」若しくは「御中」と記載すること)

# 5 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号 福島県総務部市町村総室市町村行政課 電話024-521-7137
- (2) 入札及び開札の日時及び場所 <u>令和7年4月9日(水)午後3時</u> 福島県福島市杉妻町2番16号 福島県庁西庁舎3階 西326会議室

#### 6 入札書の提出方法

- (1) 入札書は、指定の入札書(様式3)に必要となる事項を記載し、上記5(2)の場所及び日時に持参すること。郵便による入札は不可とする。
- (2) 代理人出席の場合は、委任状(様式4)を上記5(2)の場所で提出すること。
- (3) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。
  - ア 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に 相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額 を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業 者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の10 0に相当する金額を入札書に記載すること。
  - イ 入札者の住所、商号又は名称及び代表者氏名の記載及び代表者の押印をすること。 押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。
  - ウ 代理人として入札する場合の入札書には、入札者の住所、名称、代表者氏名のほかに、当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。
  - エ 上記1に示す宛先、上記2(1)に示す委託件名、日付を記載すること。

#### 7 入札保証金

(1) 入札に参加を希望する者は、入札価格(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

- (2) 入札保証金は、現金(現金に代えて納付する小切手にあっては、福島県指定金融機関 又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。)で納 め、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証 券を提出するものとする。
- (3) 入札者で入札保証金を納付した者は、入札保証金を納付した領収書を<u>令和7年4月9</u>日(水)午後3時までに、上記5(1)の場所に提出すること。
- (4) 財務規則第249条第1項第1号及び第2号(別記1)に該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。なお、入札保証金の免除を申請する者は、入札保証金納付免除申請書(様式5)に保険証書又は業務実績証明書を添付して<u>令和7年3月25日(火)午後5時15分(必着)</u>までに上記5(1)の場所に<u>郵送により提出</u>すること。
- (5) 入札保証金の納付及び還付については、財務規則の定めるところによる。

# 8 入札方法及び開札等

- (1) 開札は、上記5(2)で指定する日時及び場所で行う。
- (2) 開札に先立ち、入札者は次の書類により確認を受けるものとする。
  - ア 入札参加資格確認通知書(入札者が本書を持参すること。)
  - イ 委任状(代理人が出席する場合のみ。)
- (3) 開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行うものとする。
- (4) 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、直ちにその場所において再度 の入札に付することができるものとする。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない 場合、再度の入札については棄権したものとする。
- (5) 再度の入札は2回までとする。
- (6) 前号においても落札者が決定しないときは、再度の入札の2回目で低価格の入札をした者との随意契約に移行する。その際は、見積書(様式6)に必要事項を記載して提出すること。

#### 9 入札心得

(1) 入札者は、仕様書等、契約の方法及び入札の条件等を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、入札仕様書等に関する質問書(様式7)により発注者に説明を求めることができる。なお、質問書の提出期限は令和7年3月25日(火)午後5時15分までとする。

発注者は、市町村行政課ホームページに入札仕様書等に関する回答書(様式7-2) を掲載する方法により令和7年4月1日(火)午後5時15分までに回答する。

- (2) 入札者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提出することを原則とするが、都合のあるときはこの限りでない。
- (3) 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。
- (4) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。
- (5) 入札者は、次の各号のいずれかに該当する者を入札代理人にすることができない。 ア 契約の履行に当たり故意に業務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して

不正の行為をした者

- イ 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不 正の利益を得るために連合(談合)した者
- ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- エ 契約の適正な履行の確保又は給付の完了の確認をするための必要な監督又は検査の 実施に当たり職員の業務の執行を妨げた者
- オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- カ 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当 たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (6) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (7) 開札開始時刻後においては、入札者又はその代理人は、開札場所に入場することができない。
- (8) 入札者又はその代理人は、入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず、書き換え、引き替え又は撤回することができない。

# 10 入札の取り止め等

入札者が連合(談合)し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることができる。

# 11 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) この入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札
- (3) 所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提供しない者のした入札
- (4) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (5) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- (6) 記名、押印を欠く入札
- (7) 金額を訂正した入札
- (8) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (9) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判断することができない 入札又は後発の入札
- (10) 明らかに連合(談合)によると認められる入札
- (11) 入札参加資格確認審査において虚偽の申請を行った者のした入札
- (12) その他、入札に関する条件又は県において特に指定した事項に違反した入札

#### 12 落札者の決定方法

(1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、施行令第167条の10第1項の規定を適用する必要があると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲

内の価格をもって有効な入札を行った他の者のうち、最低の価格をもって入札を行った 者を落札者とすることがある。

(2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

# 13 落札者決定の通知

落札者とされなかった入札者から請求があったときは、落札者を決定したこと等について文書で通知をするので、通知を必要とする場合には発注者に申し出ること。

# 14 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金(現金に代えて納付する小切手にあっては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。) で納めるものとするか、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。
- (3) 財務規則第229条第1項各号(別記2)のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。
- (5) 契約保証金の納付及び還付については、財務規則の定めるところによる。

# 15 契約書の作成

- (1) 契約書を作成する場合において落札者は、発注者が交付する契約書に記名押印し、発注者が指定した期日までに契約書の取り交わしを行うこと。
- (2) 契約の確定時期は、地方自治法第234条第5項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (3) 落札者が、上記(1)に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取り消すことがある。

#### 16 契約条項

令和7年度福島県町村職員採用合同説明会運営等業務委託契約書(案)及び財務規則による。

# 17 その他

この入札説明書に疑義がある場合は、入札者は、その疑義について入札前において説明 を求めることができる。

#### 18 当該委託契約に関する業務を担当する課

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号 福島県総務部市町村総室市町村行政課 電話024-521-7137

(入札保証金の減免)

- 第249条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保証 金の全部又は一部の納付を免除することができる。
- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保 険契約を締結しているとき。
- (2) 一般競争入札に参加する資格を有し、過去2年間に官公署(予算決算及び会計令第99条第9号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。)とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。
- (3)から(4)まで (略)

2 (略)

#### 別記2

#### 福島県財務規則(抜粋)

(契約保証金の減免)

- 第229条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証 金の全部又は一部の納付を免除することができる。
- (1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関(次条第2項において「保険会社等」という。)と工事履行保証契約を締結したとき。
- (4) 過去2年間に官公署(予算決算及び会計令第99条第9号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。)とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (5) 随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が100万円未満であり、 かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (6) 1件500万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が 当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。
- (7) 1件500万円未満の建設工事又は製造の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (8) 1件300万円未満の工事(建設工事を除く。)の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (9) 工事等の請負契約の締結後に当該工事等に係る請負代金の額を変更する場合において、変更後の請負代金の額に100分の10 (建設工事又は製造以外にあつては100分の5) を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の2倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (10) 除染作業業務委託契約又は森林整備業務委託契約の締結後に当該業務委託に係る業務 委託料を変更する場合において、変更後の業務委託料に100分の5を乗じて得た額が

既に納付された契約保証金の額の2倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

- (11) 応急仮設住宅撤去業務の契約締結後に当該撤去業務に係る契約金額を変更する場合に おいて、変更後の契約金額に100分の5を乗じて得た額が既に納付された契約保証金 の額の2倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認 められるとき。
- (12) 1件の契約金額が500万円未満の契約を締結する場合において、契約の相手方が第1 号に掲げる公共団体以外の公共団体又は公共的団体で知事が指定するものであるとき。
- (13) 県において公用又は公共の用に供するため財産を購入する場合において、当該契約の締結と同時に登記義務者から登記をすることについての承諾書の提出があり、かつ、当該財産の引渡しが拒絶されるおそれがないと認められるとき。
- (14) 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。
- (15) 財産を売り払う契約を締結する場合において売払代金が即納されるとき。
- (16) 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (17) 県において公用又は公共の用に供するため財産を借り入れる場合において、契約の相手 方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (18) 貸付契約、補償契約その他契約の性質上契約保証金を納付させることが適さない契約を 締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められると き。
- 2 (略)

#### 別記3

# 福島県財務規則(抜粋)

(一般競争入札の公告)

- 第246条 契約権者(県北地方特定入札事務に係る場合にあつては出納局長、その他地方特定入札事務に係る場合にあつては地方振興局長。以下この項、次条、第257条から第259条まで、第262条、第263条、第269条第1項、第274条の2第1項及び第2項、第274条の4第2項、第274条の7第1項、第2項及び第4項、第274条の8、第274条の10、第274条の12並びに第293条において同じ。)は、一般競争入札の方法により契約を締結しようとする場合においては、別に定める場合を除き、入札期日(電子入札にあつては、入札期間の末日)の前日から起算して少なくとも10日前に、福島県報、新聞紙、掲示その他の方法により、施行令第167条の6第1項の規定による公告をしなければならない。この場合において、急を要するときは、その期間を5日までに短縮することができる。
- 2 前項の規定による公告は、次の各号に掲げる事項について行なわなければならない。
- (1) 一般競争入札に付する事項
- (2) 電子入札又は郵便のみによる入札を行おうとするときは、その旨
- (3) 契約条項を示す場所及び期間
- (4) 入札執行及び開札の場所及び日時(電子入札にあつては、電子入札記録をすることのできる期間並びに開札の場所及び日時)
- (5) 入札保証金及び契約保証金に関する事項

- (6) 契約が議会の議決を要するものであるときは、その議決を得たときに契約が成立する
- (7) 入札に参加する者に必要な資格
- (8) 前号の資格を有することの確認の方法に関する事項
- (9) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した 入札は無効とする旨
- (10) その他必要な事項